
愛知県歯科衛生士 人材育成ガイドライン

愛知県口腔保健支援センター (保健医療局健康医務部健康対策課)

令和5(2023)年3月



令和の時代に活躍する歯科衛生士に向けて

全国の保健所及び市区町村の常勤歯科衛生士は 700 人弱、このうち愛知県ではその1割以上を占めており、全国から見ると人材的に恵まれていると言えるでしょう。しかし、世代交代が進む現状では、約3割が採用5年以内の新任期にあたり、今後ますます若年層の割合が高くなっていきます。少数技術職種である歯科衛生士は、他の職種の先輩が新人指導を担う所属も多く、身近に専門分野の業務を学び相談できる環境にない場合もあります。適切な人員の確保に加え、専門能力の育成は大きな課題となっています。

そこで、本県では、平成 27(2015)年4月に設置した愛知県口腔保健支援センター機能の一つとして、令和2(2020)年度から愛知県歯科衛生士人材育成支援事業を開始し、本書の作成とともに、新任期研修の開催など、人材育成に係る支援体制の強化を図ってまいりました。

令和の時代は、人口減少・超高齢社会に向けた社会の基盤整備や健康格差対策など、組織横断的な対応と視点が求められます。複雑かつ多様化する健康課題に対応できる歯科衛生士を目指して、多職種と連携して様々な職務経験を重ね、自ら積極的に能力開発に努めていただくことを期待しています。併せて、所属全体として人材育成のサポートをしていただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課

課長 古川大祐

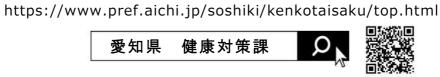
序	章 ガイドラインの概要	
1	ガイドライン作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ガイドラインの活用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	歯科衛生士の配置と人材育成に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	県内の歯科衛生士配置の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 1	章 歯科衛生士がめざす姿	
1	保健所の歯科衛生士がめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	市町村の歯科衛生士がめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	保健所と市町村の重層的な歯科保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	◆コラム◆事務がしっかりできる歯科衛生士をめざそう!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 2	章 歯科衛生士に求められる能力	
1	歯科衛生士に求められる能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	キャリアレベルによる求められる能力 (キャリアラダー)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	目標到達とチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4	指導者に求められる能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	◆コラム◆先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	◆参考◆「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」に基づく・・・・・	23
	保健所及び市町村の歯科保健業務に必要な事項・能力	
第3	章 人材育成のための体制整備	
1	専門能力育成における組織的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	専門研修の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3	自己評価及び目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

第4章 歯科衛生士業務の実際

1	県・保健	!所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	◆コラム	◆ アセスメントと記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
2	市町村の	D業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	◆コラム	◆ 多職種連携と顔の見える関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		ソーシャル・キャピタルと住民との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		コモンリスクアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
3	県・保健	!所・市町村の協働業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	◆コラム	◆ 地域診断に基づいた P D C A サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
資料	佳		
資		と活用ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
資		車する法律・施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
資	料 2 関係	系通知・指針・実施要領など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	>	▸ 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針・・・・・・・・・・・	42
資	料 3 関連	車する主な愛知県計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
資	料4 関係	系機関・団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
資	料 5 歯科	斗保健関連情報 Web サイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
資	料 6 参	考書籍・刊行物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
資	料 7 愛知	印県口腔保健支援センター設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
資	料8 検記	寸委員・ワーキンググループ委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
様式	· /=		
		況のチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
人	材育成支	援シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
指	導者評価	シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	※愛知	県公式ウェブサイトから「Word ファイル」の様式をダウンロードできます。	
		知県公式ウェブサイト/健康対策課/歯科・栄養グループ/ 知県の歯科口腔保健マニュアル等(指導者・支援者向け)	

愛知県 健康対策課







別冊:キャリアファイルはじめのいっぽ (愛知県新任期歯科衛生士ポートフォリオ)

1	自分のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	自分の地域を知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	新任期歯科衛生士に求められる力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	ポートフォリオの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2 年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	3 年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4 年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5 年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	研修会の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6	自己啓発コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7	卒業証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
8	中堅期に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

序章

ガイドラインの概要

1. ガイドライン作成の背景

行政の歯科衛生士には、公務員としての**基本能力** (規律の順守、応対・説明力、仕事の正確さ、協調性、責任感など)及び **行政能力** (法律等の知識、企画調整力、創意工夫と改革意欲、積極性など)に加え、公衆衛生歯科技術職員としての**専門能力**が求められる。

本書では主に、新任期に身に付けるべき「専門能力」の育成に向けた内容について示す。平成 31 (2019) 年 3 月に作成した県保健所の新任期歯科衛生士向けのガイドラインを修正し、市町村の新任期歯科衛生士にも活用できる内容としている。人材育成を図る上では、行政のプロ意識を育みながら、社会経済情勢に沿った歯科保健医療ビジョンを見据え、地域の実状に応じた歯科保健医療提供体制の構築に対応できる人材育成の体制が不可欠である。

今後も必要に応じてタイムリーに内容を見直すとともに、中堅期編及び管理期編向けの追記についても検討し、社会と時代の要請に合わせたガイドラインの整備に努めていく。レベルアッ

2. ガイドラインの活用方法

別冊のポートフォリオをいつも手元に! 今の思い、気になること、気づいたこと等、忘れずに記録しておこう。

新任期人材育成を効果的に進めるために、新任期歯科衛生士と指導者が、具体的な到達目標とその達成度を共有しながら取り組む必要がある。次のポイントを参考に人材育成を進める。

また、管理職や他職種にも活用されることにより、所属全体で人材育成の支援を期待する。

人材育成のポ	新任期 歯科衛生士	 (1) 段階的な到達目標(キャリアラダー)を確認し、達成度の自己分析を行う。 (2) 日常業務を行う際に、自分がとるべき行動を確認する。 (3) 指導者とともに各業務の到達目標を明確にする。 (4) 別冊:愛知県新任期歯科衛生士ポートフォリオ「キャリアファイル はじめのいっぽ」を活用し、身近な業務の中から目標設定と振り返りを行う。
イント	指導者 (他職種も含む)	(1) 新任期歯科衛生士とともに各業務の到達目標を検討する際の参考とする。(2) 指導すべき内容を明確にする際の参考とする。(3) 評価の視点を確認する。

3. 歯科衛生士の配置と人材育成に係る課題

住民の幸せな暮らしを実現する「まちづくり」をめざし、今後ますます多様化する地域ニーズに対して、**歯科保健の専門的な観点から健康課題を抽出し、解決・改善につなげる**役割を果たすためには、高度な専門能力を保持する歯科衛生士の配置が望まれる。さらに、「まちづくり」には、多職種との連携はもちろん、組織内を横断する連携、医療・介護・福祉の関係機関・団体との連携、住民組織との連携など、それぞれの分野の知識に加え、コミュニケーション力をはじめとした調整能力を備えた人材が必要である。

現在、本県口腔保健支援センターの機能の一つとして、組織に求められる歯科衛生士の 人材育成に向けて、県が主導する地域保健活動に必要な専門能力や調整能力を習得す る研修体系のもとで、少数職種である歯科衛生士同士が相談し学び合う仲間づくりを通じ、 実務に携わりながら様々な職務経験を重ねていくための支援体制を整えているところである。

また、非常勤(嘱託、会計年度任用職員など)の歯科衛生士は、所属の人材育成制度の対象に該当しないことが多く、公務員としての基本能力及び行政能力の習得の機会がないままに、正規職員とほぼ同じ職務を与えられる場合もある。勤務時間や雇用期間の制限がある中で事業成果を求められることから、専門能力の育成にできる限り努めることが望ましい。

組織に求められる歯科衛生士の活動イメージ

地域支援活動

地域診断能力、個人・集団支援能力、 連携・調整能力

- ●健康課題の明確化のための的確な地 域診断
- ●地域の健康度向上のための個人・集団支援

健康危機管理に関する活動 ^{健康危機管理能力}

- ●健康危機管理の体制整備に向けた、 平時の関係機関・団体との連携・調整
- ●健康危機発生時の対応

事業化・施策化のための活動

企画·立案·評価能力、調查·研究実践力

- ●事業の企画・立案・評価
- ●健康課題から導いた施策の提案
- ●調査研究

管理的活動

事業評価・進捗管理能力、人材育成能力

- ●PDCAサイクルに基づく事業評価
- ●歯科保健活動に係る情報管理
- ●健康増進計画等の進捗管理
- ●歯科関係者・多職種への教育研修
- ●自己啓発、後輩歯科衛生士の人材育成

総合力としての政策形成能

将来ビジョン=「住民の健康で質の高い生活の実現」

4. 県内の歯科衛生士配置の現状

(1) 配置状況(令和4年4月1日現在、以下同じ。)

歯科衛生士の配置状況は、表1のとおりである。

市町村(名古屋市・中核市を除く)では、約6割にあたる30か所、46人の歯科衛生士が保健部門に配置されており、このうち1人職種としての配置は18か所である。複数配置は13か所あり、3人配置が3か所、2人配置が10か所である。非常勤のみの配置は7か所である。

県保健所では、4か所の保健所に複数配置され、7か所で兼務となっている。

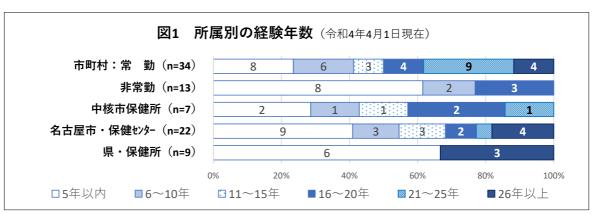
			あり		配置人数		複数配置	配置	なし
()	は市町村数又は機関数		割合	常勤	非常勤	計	所属数		割合
市町村	(49)	30	61.2%	34	13	47	14	19	38.8%
中核市	保健所(4)	4	100.0%	7	0	7	3	0	0.0%
名古屋市	本庁	1		1	2	3	_		
	保健センター (16)	[※] 16	100.0%	19	0	19	3	0	0.0%
愛知県	本庁	1		1	0	1	_		
	保健所(11)	11	100.0%	8	0	8	4	0	0.0%
	合計	63		70	15	85			

表 1 歯科衛生士の配置状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

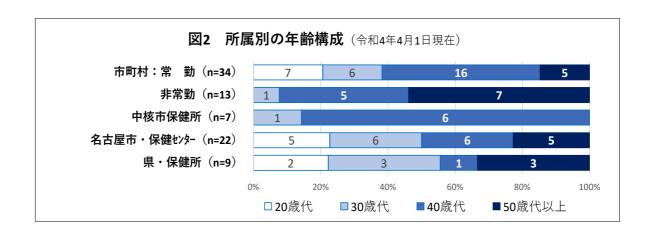
(2) 年齢構成及び経験年数

所属別の年齢構成及び経験年数は、図 1、図 2 のとおりである。

現在、常勤職員の3割以上が採用5年以内の新任期にあたり、年々増加している。年齢構成をみると、今後ますます世代交代が進むことが予想されている。



- 注 1) 名古屋市及び県は、本庁勤務者も含む。・・・図 2 も同じ
- 注 2) 名古屋市・保健センターは非常勤を含む。・・・図 2 も同じ



(3) 市町村における配置状況 (名古屋市・中核市を除く)

市町村における配置状況の詳細は、表 2、図 3、図 4 のとおりである。

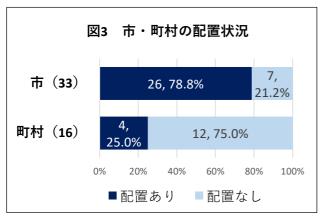
歯科衛生士を配置している市町村は30か所であり、そのうち市は26か所(78.8%)、町・村は4か所(25.0%)である。人口規模による配置状況をみると、人口規模が大きいほど配置する市町村の割合が高い傾向が見られる。配置人数では、市は41人(うち非常勤13人)、町村は6人である。

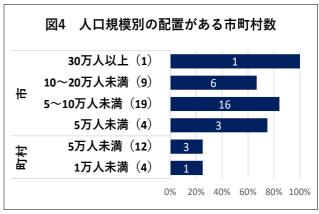
なお、全国の市区町村における歯科衛生士の常勤職員数(注)は 625 人であるのに対し、本県では名古屋市・中核市を含めると 61 人が常勤であり、全国の約 1 割を占めている。

注) 令和 2 年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

配置あり 配置人数 配置なし 平均 人数 割合 常勤 非常勤 計 割合)は市町村数 21.2% 26 78.8% 7 市 (33) 28 41 1.58 13 30万人以上 (1) 3.00 0 10~20万人未満 (9) 6 10 2 12 2.00 3 5~10万人未満 (19) 16 13 9 22 1.38 3 5万人未満 (4) 3 3 1 4 1.33 町村 (16) 4 25.0% 6 0 6 1.50 12 75.0% 5万人未満 (12) 3 5 9 5 0 1.67 1 0 1.00 3 1万人未満 (4)

表 2 市及び町村の歯科衛生士の配置状況、人口規模区分による配置状況





第1章

歯科衛生士がめざす姿

1. 保健所の歯科衛生士がめざす姿

地域の歯科保健課題を的確に捉え、その課題解決のために、市町村及び関係機関と十分に連携し、企画・調整・実践・支援ができる。

保健所が担う歯科保健活動

- ◆歯科保健情報の収集・管理
- ◆地域歯科保健活動の事業評価
- ◆歯科口腔保健基本計画の進捗管理
- ◆管轄地域の歯科保健関係施設の情報収集

地域診断と評価・課題の明確化

広域的・専門的な視点から、管轄地域の歯科保健に関する 健康指標や課題を総合的に捉え、評価できる。

課題解決方策の企画・調整

地域歯科保健体制の整備

- ◆歯科保健活動の企画・調整、事業の評価、情報収集
- ◆提供体制の整備
- ◆管内地域の健康格差の把握 と縮小

関係機関・団体との連携・調整

- ◆医療・福祉関係機関及び関係 団体とのネットワークづくり
- ◆難病、障害者等の専門的支援
- ◆健康危機管理(災害、感染症 等)

市町村支援

- ◆市町村間の連絡調整
- ◆市町村事業との連携、協働
- ◆未配置市町村への技術支援
- ◆歯科保健対策の技術・資料 提供

人材育成(OJT、OFF-JT)

- ◆基本・行政・専門能力の向上
- ◆調査·研究、学会発表、自己 啓発
- ◆関係する多職種への研修
- ◆実習生に対する指導

2. 市町村の歯科衛生士がめざす姿

住民が幸せに暮らせるまちづくりをめざし、歯科保健の専門職として住民の視点に立ち、公衆衛生マインドを持って歯科保健活動ができる。

市町村が担う歯科保健活動

- ◆保健事業の企画・立案の実施
- ◆歯と口の健康づくりの普及啓発
- ◆住民主体の組織・活動の支援
- ◆健康増進計画・歯科保健指標の進捗管理
- ◆歯科保健情報の収集

地域診断と評価・改善

歯科保健データ、住民の声、地域資源などを把握し、 歯科保健課題を明確にした上で、PDCAにより 歯科保健活動に反映させる。

ヘルスプロモーション

住民との協働

- ◆住民組織とキーパーソンの把握、 顔の見える関係づくり
- ◆健康ボランティアの組織化と支援
- ◆ソーシャルキャピタルの醸成、活用

関係機関・団体との連携・調整

- ◆地区歯科医師会や保健所との 良好な協力・相談体制
- ◆医療・福祉・介護・教育などの 関係機関・団体との顔の見える 関係づくり

多職種・部署間の連携

- ◆日頃からのコミュニケーション
- ◆他部署の各種計画の把握し、 まちづくりの視点で連携・協働
- ◆社会ニーズと動向をキャッチ

人材育成(OJT、OFF-JT)

- ◆基本・行政・専門能力の向上
- ◆調査·研究、学会発表、自己 啓発
- ◆関係する多職種への情報提供
- ◆実習生に対する指導

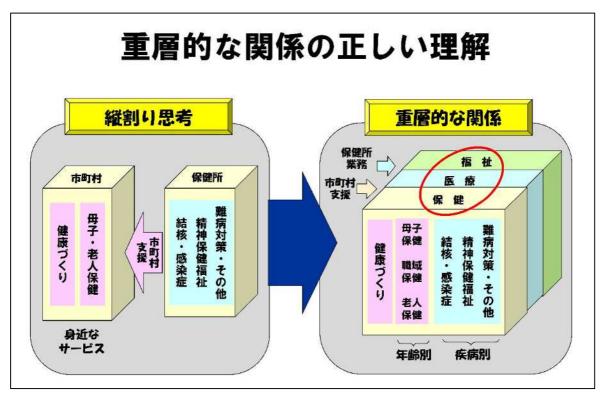
3. 保健所と市町村の重層的な歯科保健活動

平成 9 (1997) 年の地域保健法全面施行により、市町村と保健所の事業が明確化された。当初、市町村は母子や成人を対象とした身近な対人サービス、保健所は精神や難病など専門的なサービスといった、年齢・疾病別による縦割りの事業区分であるとの認識が一部にあった。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(注)では、以下の点がキーワードとなっている。 注)平成27(2015)年3月、厚生労働省告示第185号

- ① 住民主体の健康なまちづくり
- ② 医療や介護福祉等の関連施策連携の推進
- ③ 健康危機管理体制の強化
- ④ 地域保健対策における PDCAサイクルの確立
- ⑤ 保健所と市町村による分野横断的·重層的な連携体制 の構築

この指針に基づき、本県の保健所と市町村の歯科衛生士は、前項のそれぞれのめざす姿を 実現するため、市町村と保健所が両者で地域の健康課題を共有しながら、重層的な関係の 下で歯科保健活動の推進に努めている。



出典:愛知県保健所長会「保健所の在り方部会」資料より抜粋 歯科衛生士人材育成研修資料(令和4年5月24日) 愛知県瀬戸保健所 所長 澁谷いづみ氏提供



事務がしっかりできる 歯科衛生士をめざそう!

私たち歯科衛生士は、専門の資格を持つ行政職員である。将来的に歯科保健を含めた健康政策づくりを担う人材に成長していくためには、専門能力の向上と同時に、行政職員としての基本知識と事務能力の習得は欠かせない。

新任期に押さえておくポイントを、以下にまとめる。

資料集の資料 1・2・3 をもと に自分で調べてみよう。 すぐ理解できなくてもOK! 何度も目を通していこう。

その

法律・条例・指針・計画など

行政が実施するすべての事業は、根拠となる法律などに基づき計画し、予算を獲得して実施に至る。現在実施している事業の根拠を理解し、新しい法律やその改正、国や県の動向をキャッチして、常に情報更新するように努めよう。

その **2**

予算・財政のしくみ

地方公共団体の予算は、前年度の議会で議決されて決定する。

次年度の事業予算は、本年度中の早い時期(愛知県では例年6月上旬)から予算獲得のための資料作りが始まる。各自治体で定められた様式に、事業の必要性、根拠、実施方法、予測される効果、事業費積算、財源などを書き込み、財政担当部署の査定を受け、年内には予算額がほぼ固まり、年度末の議会の議決を得てようやく確定する。

特に、新規事業を検討している場合、予算獲得には多大な事務作業が必要となるが、住民の利益になる事業であれば、その努力・労力には大きな価値がある。

国の補助事業が活用できる場合もあるので、該当するかどうか確認してみよう。

(例:8020運動・口腔保健推進事業、健康増進事業の歯周疾患検診など)

その **3**

県議会、市町村議会

地方議会は、憲法と地方自治法に基づき、詳細が定められている。

住民が選挙で選んだ代表者(議員)で構成される自治体の最高意思決定機関である。条例の制定、予算や地方税の決定などのほか、執行機関の監視や、住民の要望や意見を自治体の政策に反映させる役割を持っている。

第2章

歯科衛生士に求められる能力

1. 歯科衛生士に求められる能力

行政歯科衛生士には、行政職員としての能力をベースに、地域全体の課題に対応していく 公衆衛生の視点が求められる。つまり、「基本能力」「行政能力」「専門能力」が必要となる。

新任期はもちろん、時期(キャリア)ごとの役割・責務に応じた基本能力、行政能力の基盤に立って、歯科衛生士としての専門能力を発揮することが必要となる。

専門能力は、各時期の経験や自己啓発を通じ、成長段階に応じて、より多角的・効率的・先駆的な取組みに繋がる能力として獲得されていくものである。地域の歯科健康課題を解決し、「住民の健康で質の高い生活の実現」を目指した将来ビジョンに導くための政策づくりに必要な能力といえる。

総合的な到達目標

「地域・住民とともに歯科口腔保健対策を推進する公衆衛生の担い手」

- ●行政職員としての意識を持って行動するための基本能力を獲得
- ●地域歯科保健活動の計画・立案できる行政能力を獲得
- ●地域特性の把握と地域健康課題への対応能力を獲得

自己の目標設定と到達のための手段・方法を理解し、 実践する能力の獲得 = キャリアラダー

基本能力

職業人としての 基礎の備え

- ○責任感や協調性といった 社会人としての基礎とな る能力
- 〇行政職員としての自覚を 持ち、業務遂行に向けて 周囲との積極的なコミュ ニケーションをとること ができる。

行政能力

地域歯科保健活動の 計画・立案

- 〇企画や交渉、情報の収集・ 活用、交渉・折衝、マネジ メントなど、行政運営に 必要な能力
- 〇担当する歯科保健事業の 法的根拠や予算事務・事 業体系を理解し、計画・立 案できる。

専門能力

地域歯科保健活動の実践地域健康課題への対応

- 〇行政の歯科専門職とし て必要な能力
- 〇地域診断、情報管理、対 人支援、関係機関・多職種 との連携・調整、歯科口腔 保健事業の企画・立案・評 価、調査・研究及び健康危 機管理等へ対応すること ができる。

2. キャリアレベルによる求められる能力 (キャリアラダー)

行政歯科衛生士は、県保健所及び市町村の役割や機能を十分に理解し、それぞれの時期(キャリア)に応じた能力の獲得を目指すことが必要である。

本ガイドラインでは、「都道府県及び市町村における歯科保健業指針」に基づく保健所及び市町村における歯科保健業務の項目を柱とし、歯科衛生士の専門能力について、活動領域ごとに各時期に応じたキャリアレベルとその指標を示す。

歯科衛生士の専門能力に係るキャリアラダーとして、歯科衛生士が実践する活動を、①地域支援活動、②事業化・施策化のための活動、③健康危機管理に関する活動、④管理的活動の4領域に分け、各領域に求められる能力を4段階で整理する。

指導歯科衛生士については、4 領域において、リーダーシップを発揮し、組織全体を管理、マネジメントする能力レベルとする。

(1)活動領域と求められる能力

活動領域	求められる能力
① 地域支援活動	地域把握、情報収集、地域診断、情報管理、対人支援、 連携・調整に関する能力
② 事業化・施策化のための活動	企画・立案・評価、調査・研究に関する能力
③ 健康危機管理に関する活動	健康危機管理に関する能力
④ 管理的活動	事業評価、進捗管理、人材育成に関する能力

指針は、仕事をすすめる方向が書いてある! 25年ぶりの改正に向けて国で検討中ですが、 どう変わるのか考えてみよう。

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

(平成9年3月3日/健政発第138号各/厚生省健康政策局長通知)

P.21~22 保健所及び市町村の歯科保健業務に必要な事項・能力

P.41~44 資料集(全文掲載)

(2) 各時期とキャリアレベル

		キャリアレベル	とそのめやす	
時	期	専門能力	指導歯科衛生士 に求められる能力	考え方
	習得期	A 1 (1年目)	_	指導者とともに考え実践する。
新任期	自伊州	A 2 (2~3年目)	_	実践を積み、自立に向け、視野を広げ成長する。
	自立期	A 3 (4~5年目)		歯科保健事業を主体的に、 自立して実践する。 後輩を指導、育成する。
中堅期以上	発展期	B (A3以上)		リーダーシップを発揮し、組織 としてのマネジメントを行う。

(3) キャリアレベルの定義

的な業務を主体 実践できる。 の情報から健康
を把握できる。
度の高い業務を、 に応じて指導を受 浅できる。
課題の優先度を し、具体的な解 を提案できる。
度の高い業務を して実践する。
課題を明確にし 「属で共有し、事 画を立案できる。
度の高い業務の 方針を決め、必 なじて他職種を巻
が実践できる。 的な健康課題を にし、所属で共有 業化できる。
();; (); (); (); (); (); (); ()

※業務指針項目

- <保健所>
 1 専門的・技術的な業務の推進
 ①難病・障害児等歯科保健対策
 ②市町村主体事業への助言・支援
 ③事業所・学校歯科保健活動助言・指導
 2 連携・調整

(3)	キャリアレベルによる求められる能力	」(キャリアラダー)
-----	-------------------	-------------------

	業務指針項目※		領域	求 められる能 力	必要な事項・能力
保健所	市町村	7 11 213			A 1 (1年目)
1-23 2 4	1-14 5 3		a 地域把握	○市町村、保健所、園・学校保健活動及び関係機関・団体の機能や役割を理解し連携につなげる能力○地域の社会資源を理解し歯科保健活動につなげる能力	・市町村、保健所の歯科口腔保健事業、 園・学校保健活動及び関係機関・団体の 体制を把握している ・地域の保健・医療・福祉等関係施設を把 握している
4	1-2	1	b 情報収集・	○法律・制度、それに基づく要綱・要領を 理解し、歯科保健活動を推進させる能力○統計資料を理解し、歯科保健活動に活かす能力	領を理解している
1-23 3 4	1-2 2-12 34	地域支援活	c 地域診断・	○地域の健康課題を把握し、関係機関と 連携・協働して対策につなげる能力	・各種健診データを正しく集計し地域の状況を把握できる
1-① 2 4	1-4 2-12 3 1-5 2-12	動	d 対人支援		・対象者の基本的情報を把握しアセスメントできる ・対象のニーズや特性を把握し支援の目的
2	4 1-4 (5)		色 連携・調整	健康力向上につなげられる能力 ○組織、関係部署及び関係機関・団体等 と積極的に連携し業務を円滑に進める 能力	を明確にできる ・組織内でタイムリーな報告、相談を行い情報共有ができている ・歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体の体制を把握し必要な連絡調整ができる
2 4 5 6	1 2-①② ③④	2 事業化・施策化のた	f 企画・立案・評価	○保健医療福祉施策における歯科保健に 関する事業化、施策化に向け必要な情報を把握する能力○地域の健康課題に応じて歯科保健事業を企画・立案・評価し、事業化・施策化を実践できる能力	

<市町村>

- 3 調査・研究等の推進
- 4 情報収集·提供
- 5 企画・調整機能の強化
- 6 市町村に対する技術的指導・支
- 1 企画・実施体制の調整
 - ①歯科保健に関する計画の策定
- ②情報収集·提供 ③人材確保
- ④医療・福祉関係等との連携・協力体制整備
- ⑤事業所・学校との連携
- 2 歯科保健事業
- ①母子 ②成人 ③高齢者に関すること ④地域の特性に応じた歯科保健事業
 - 3 地域組織育成
 - 4 啓発普及
 - 5 人材育成·活用

	必要な	事 項・能 力			
A 2 (2~3年目)	A 3	(4~5年目)	B (A 3以上)		
・市町村、保健所、関係機関・団体の機能・役割がわかる ・園・学校の保健活動を理解し歯科保健活動に関連づけられる ・地域の保健・福祉サービスを把握している・地域の医療機関(歯科等)情報を把握し、適時提供できる	ができる ・園・学校保(建活動に効果的な歯科値	機能・役割を理解し業務に応じた調整 保健活動の導入の提案ができる。 とを把握し必要な情報が提供できる		
・制度や根拠法令と健康増進計画、歯科口腔保健基本計画指標等の関連性を理解している ・統計資料から地域の状況や課題を把握できる	・国実施要綱(実施要領)等を理解し事業企画につなげられる ・統計資料を精査し業務に活用できる。				
・地域の状況を分析し、健康課題を抽出できる	・健康課題を	把握し、対応策を関係機	機関・団体等へ提案、働きかけができる		
・社会資源や必要な福祉サービス情報を提供し適切な歯科口腔保健指導や生活支援ができる ・支援について効果的な評価方法を検討し企画・運営の評価ができる			機関と連携し継続的な支援ができる		
・関係部署の役割や機能に応じ、業務・事業の調整ができる ・関係機関・団体と連携する業務・事業の 進捗について調整ができる			協働を働きかけることができる をそ行い相互の事業を効果的に進めるこ		
・保健医療福祉施策と歯科保健事業との 関連が理解できる ・地域の健康課題を踏まえ、住民のニーズ や地域の特性が理解できる	歯科保健二 画の立案、 ⁻ ・地域の健康	医療福祉施策における ーズを理解し、事業計 予算の確保ができる 課題から優先度を判断 記直しができる	・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、歯科口腔保健の事業化、施策化ができる・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価が実践できる		

※業務指針項目

- -**<保健所>** 1 専門的・技術的な業務の推進
 - ①難病•障害児等歯科保健対策
- ②市町村主体事業への助言・支援 ③事業所・学校歯科保健活動助言・指導 2 連携・調整

	業務指針項目※		加頓域	求 められる能 力	必 要 な事 項・能 力		
保健所	市町村	/口多	7 以 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	おめられる 配力	A 1 (1年目)		
3	1- 2 2- 12 3 4	2 事業化・施策化の	g 調査・研究	○地域の健康課題や住民のニーズに対応するための調査・研究を行い、関係機関等と協働した歯科口腔保健対策を進める能力	・調査・研究にかかる基礎資料や必要な情報がわかる		
※ 2 指針 1-五 2-一 2(6)	※2 指針 1-五	3 健康危機管理	h 健康危機管理	○平常時から地域の健康危機管理体制を 承知し、健康危機(注)発生時、組織 及び関係機関と連携して対応できる能力注)主に大規模災害を想定して記載			
			i 事業評価	○ P D C A サイクルに基づき事業評価、効果判定を行い事業の見直しや新たな事業提案ができる能力	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法 が理解できる		
		4 管	j 進捗管理	○歯科口腔保健基本計画や健康増進計画を踏まえた歯科口腔保健活動及び歯科口腔保健対策を進捗管理する能力	・歯科口腔保健基本計画や市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯科保健状況が把握できる		
		理的活動	k	○歯科関係者及び多職種への教育研修 を行い、歯科口腔保健対策を推進する 能力			
6	5		人材育成	○人材育成の方針、考え方を理解し、自らの人材育成管理を行う能力○人材育成の方針に沿い、自己啓発に努めるとともに後輩歯科衛生士を指導・育成する能力	・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解し同ガイドラインに基づく自己評価ができる		

※2 地域保健法基本的指針

<市町村>

- 3 調査・研究等の推進
- 4 情報収集·提供
- 5 企画・調整機能の強化
- 6 市町村に対する技術的指導・支

1 企画・実施体制の調整

①歯科保健に関する計画の策定 ②情報収集・提供

3人材確保

④医療・福祉関係等との連携・協力体制整備

⑤事業所・学校との連携

2 歯科保健事業

①母子 ②成人 ③高齢者に関すること ④地域の特性に応じた歯科保健事業

3 地域組織育成

4 啓発普及

5 人材育成•活用

	必要な事項・能力	
A 2 (2~3年目)	A3 (4~5年目)	B (A 3以上)
・地域の歯科保健状況から健康課題を抽出し、調査・研究のテーマを設定できる ・調査・研究の企画、デザインの設定、適切な分析技法について理解している。	・企画に基づき計画的に調査・研究を 行い、その結果をまとめることができる ・調査・研究の実施について関係機関 や大学等と連携できる ・調査・研究の成果を事業や業務に活 用できる	・調査・研究の成果を還元し地域関係 機関等と協働した活動につなげること ができる
・市町村・保健所の体制、関係機関・団体(歯科医師会等)の体制、自身の役割について理解できる	・災害時歯科保健医療活動の関係部署、関係機関・団体と顔の見える関係 づくりができる	・災害要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備について、関係機関・団体と連携・調整できる
・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に活動できる	・歯科保健医療活動支援チームの受援調整ができる	・災害要配慮者に対する歯科保健医療活動について、多職種と連携・調整できる
・事業の評価指標を設定し事業評価ができる	・事業評価に応じ、事業の見直しや新たな事業計画の提案ができる	・評価に基づき保健活動の効果を検証 し施策見直しの提案ができる
・歯口腔保健基本計画や市町村健康 増進計画に基づき地域の歯科保健状 況の課題の把握、進捗管理ができる	・歯口腔保健基本計画や市町村健康 増進計画進捗状況により、地域の特性、健康課題に応じた事業提案ができる	・歯口腔保健基本計画や市町村健康 増進計画進捗状況に応じ、関係機 関、多職種へ歯科口腔保健対策推 進の提案ができる
・歯科関係者や多職種と歯科口腔保健対策の必要性、有効性を共有し、必要な研修の企画・立案ができる	・研修を行い、評価に基づき関係者、 多職種と連携した対応策が提案でき る	・関係者、多職種と協働した地域活動につなげられる
・自己評価を行い、積極的に自己啓発 を行う ・自己の学習課題を明確にする	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる	・人材育成の方針に沿い人材育成研 修計画が作成できる

3. 目標到達とチェックリスト

<到達レベル>

0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動	大		7th=2717E C7	目標到達レベル					
領域	項目	中項目	確認項目	A 1	A 2	А 3	В		
			2	3	3	4			
		市町村・保健 所事業の把握	・所管保健所における歯科口腔保健事業を把握している	2	3	3	4		
			・市町村または保健所歯科保健事業と自所属の歯科保健事 業との関連性や連携の必要性がわかる	1	2	3	4		
		市町村関係部	・市町村における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を 把握している	1	3	3	4		
		署の把握 保健所関係部	・所管保健所における関係部署の体系、関係部署の役割・ 機能を把握している	1	3	3	4		
		署の把握	・保健所または市町村関係部署の役割・機能と自所属部署 の関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4		
	а		・地域歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している	1	3	3	4		
	地域	関係機関・団	1	3	3	4			
1	世 体の把握	・その他関係機関(病院、教育機関、保育園、高齢者施設 等)を把握している	1	3	3	4			
		学校・園保健 活動の把握	・関係機関・団体の役割・機能を理解し自所属部署の歯科 保健業務との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4		
地域支援活動			・小中学校(保育園・幼稚園・子ども園)における歯科保健 活動を把握している	1	2	3	4		
援 活 動			・学校・園の保健活動の内容を理解し自所属部署の活動との 関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4		
<i>⊒</i> /J			・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる	1	2	3	4		
		社会資源の把	・関連施設を把握している	1	2	3	4		
		握	・地域の保健・福祉サービスを把握している	1	2	3	4		
			・大まかな福祉サービスの項目を把握している	1	2	3	4		
			・事業の根拠となる法制度がわかる	1	2	3	4		
	b	法制度の理解	・事業に関する実施要綱、要領、通知等がわかる	1	2	3	4		
	情報収集	実施要綱・要 領・通知の理解	・事業の根拠法令や制度と各自治体の健康増進計画、歯科 口腔保健基本計画等の指標等の関連性が理解できる	1	2	3	4		
	•		・国実施要綱(実施要領)等を理解し事業企画につなげら れる	0	1	2	3		
	把 握	統計資料の理	・統計報告資料から地域の状況を把握できる	1	2	3	4		
		解·活用	・統計資料を事業に活用できる	0	1	3	4		
	•			•	•				

<到達レベル> 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動	動 穴		Than I T	目標到達レベル						
領域	項目	中項目	確認項目		A 2	А 3	В			
	С		・健診データを正しく集計できる	1	3	3	4			
			・健診データの確認(エラーチェック)ができる	1	3	3	4			
	地域診断	歯科保健デー	・集計結果から情報の分析を行うことができる	1	2	3	4			
	•	タの集計・分析	・データや分析結果を整理し資料化できる	1	2	3	4			
	情報管理		・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる	1	2	3	4			
	理		・把握した健康課題から対応策を提案できる	0	1	2	3			
			・対象者の基本的情報を把握できる	1	2	3	4			
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる	1	2	3	4			
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる	1	2	3	4			
		個別支援	・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる	1	2	3	4			
			・必要に応じて多職種、関係機関と連携できる		2	3	4			
1	d 対		・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援が できる	1	2	3	4			
地域	人支援		・集団指導の対象に応じた目的やねらいが設定できる	1	2	3	4			
支援]友		・集団指導の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる	1	3	3	4			
地域支援活動		在回忆学	・ニーズに応じた集団指導ができる	1	2	3	4			
到		集団指導	・集団指導に応じた効果的な評価方法を検討できる	1	2	3	4			
			・集団指導の企画・運営・評価が実施できる	1	2	3	4			
			・集団指導を通じて対象の健康増進につながる支援ができる	0	1	2	3			
			・所属内でタイムリーに状況報告や相談ができる	2	3	3	4			
		所属(庁内) での連携	・関係する部署の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる	1	2	3	4			
	е		・関係する部署へ連携を働きかけることができる	1	2	3	4			
	連携		・歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している	1	3	3	4			
	· 調		・市町村(担当部署)の役割・機能を理解している	1	3	3	4			
	整	関係機関等と の連携	・関連する福祉・高齢者施設等を把握している	1	3	3	4			
			・関係機関、関係団体、関係者と連絡を取り、業務・事業に 応じた進捗について調整できる	1	2	3	4			
			・業務・事業について連携を働きかけ主体的に運営できる	0	1	2	3			

活動	大	+450	Thematica	ı	目標到	達レベル	,
領域	項目	中項目	確認項目	A 1	A 2	А 3	В
		事業化・施策 化に必要な情	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連 計画などの仕組みが理解できる	1	2	3	4
	f 企画	報の把握	・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、タイムリーに歯科保健に関わる事業化、施策化ができる	0	1	2	3
	•		・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる	1	2	3	4
	立 案 ・	企画·立案·評	・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる	1	2	3	4
2 事	評価	価	・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価ができる	1	2	3	4
事業化			・PDCAにより歯科保健事業を効果的に実践できる	0	1	2	3
•			・地域の歯科保健状況を把握し、健康課題を抽出できる	1	2	3	4
施策化		課題の抽出	・健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる	1	2	3	4
化		調査研究の企	・基礎資料や情報取集を行うことができる	1	2	3	4
のた		画	・調査・研究の企画、デザインが設定できる	1	2	3	4
め	g		・調査・研究に用いる分析技法について理解できる		2	3	4
の活動	調査	調査研究の実	・調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる	1	2	3	4
劉	· 研	施	・調査・研究について企画に基づき計画的に進捗できる	1	2	3	4
	究	・調査・研究の内容を所属、関係機関等に情報提供できる	1	2	3	4	
		調査研究まとめ・還元	・調査・研究の結果をまとめ発表できる	1	2	3	4
			・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる	1	2	3	4
			・調査・研究の成果を還元し地域関係機関等と協働した活動 につなげることができる	0	1	2	3
			・防災計画や所属部署の災害時活動体制を理解している	1	3	3	4
			・災害時の活動について自身の役割を理解している	1	3	3	4
		地域の把握	・地域の被害想定(ハザードマップ等)を把握している	1	3	3	4
3 æ		h	・管内市町村、所管保健所の災害時活動体制を把握してい る	1	2	3	4
健康危機管理に関する活動	健		・関係機関・団体(歯科医師会等)の災害時活動体制を把握している	1	2	3	4
管理	康		・健康危機管理体制の基礎的な知識を身につけることができる	1	2	3	4
関	危機管理		・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる	1	2	3	4
す る 活	理	平常時の活動	・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考えることができ る		2	3	4
動			・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備に向けて、関係機関・団体と連携・調整できる	1	2	3	4
		災害時の活動	・関係部署と情報共有できる	1	2	3	4
		火吉吋の心割	・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に活動できる	1	2	3	4

<到達レベル> 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動	大	4. 75.0	The say III co	目標到達レベル					
領域	項目	中項目	確認項目	A 1	A 2	А 3	В		
			・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる	1	2	3	4		
	i		・事業計画の立案時に評価指標を設定できる	1	2	3	4		
	事業評価	PDCAに基 づく事業評価・ 物質証価	・事業評価を行い事業の見直しができる	1	2	3	4		
	評価	施策評価	・新規事業の計画の提案ができる	0	1	2	3		
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案 ができる	0	1	2	3		
	j 進	関係計画の進	・歯科口腔保健基本計画指標に基づく地域の歯科保健状況が把握できる	1	3	3	4		
	進捗管理	抄管理 	・市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯科保健状況が 把握できる						
4		歯科関係者・ 多職種への教 育研修	・歯科関係者や多職種に対する研修テーマ(ニーズ)を把握できる	1	2	3	4		
管理			・必要な研修の企画・立案ができる	1	2	3	4		
管理的活動			・研修の運営、評価ができる	1	2	3	4		
割			・評価に基づき関係者、多職種と連携した対応策が提案できる				4		
	k		・関係者、多職種と協働した地域活動ができる	1	2	3	4		
	人材育成		・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人 材育成の方針を理解できる	1	3	3	4		
	育 成	を 自らの人材育 成管理 後輩歯科衛生 士人材育成			3	3	4		
					3	3	4		
			1	3	3	4			
		・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる				1	3		
			・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる	_	_	_	3		

4. 指導者に求められる能力

行政歯科衛生士の多くは単数配置であり、後輩歯科衛生士を直接、指導育成する場面は多くなかったが、ここ数年は組織の体制強化等により複数配置とする所属が増えている。先輩かつ指導者として、人材育成能力が求められることになるが、キャリアや人材育成の経験が十分でないこともある。そのため、指導者の育成と指導者を支える職場の体制を整えることが必要である。

なお、人材育成は、各自治体組織における「人材育成プログラム」に応じることが基本にあるが、本ガイドラインでは、新任期の歯科衛生士に対する指導者の能力とその評価について記載する。

(1) 指導者に求められる能力 (愛知県保健師人材育成ガイドライン ver.2 抜粋)

指導者には、人材育成の能力が求められ、具体的に示すと次のとおりである。 また、指導者の育成を行うことは、中堅期以降のキャリア開発にもつながっている。

- ○洞察力…新任者の能力を見極める
- ○判断力…新任者のキャリア発展上の課題を特定する
- 〇企画力…新任者の特徴や課題に合わせた教育プログラムを立案する
- ○専門的知識…教育内容における手法の活用や工夫する
- ○傾聴、状況適合的配慮、支持…サポーティブに関わる
- 〇説得力…新任者の理解度に合わせて説明する
- ○交渉力…関係機関や環境整備を行う
- ○客観的基準の所有…新任者の教育効果や総括評価を行う

(2) 指導者に対する教育・研修及び体制

指導者も少数技術職種であるため、専門能力の指導方法などを身近に相談できる環境にない場合が多い。そのため、新任期の研修体系の中に、指導者を対象とした研修を位置付ける。 現任教育を進める中での不安や困難事例についても相談、情報交換を行うなど、指導者同士で所属を越えて支え合い、連携を深める機会とする。

また、指導者にも通常の歯科保健業務があり、キャリアレベルによっては地域保健業務全体に関わる役職にある場合もある。各所属においては、新任者の指導を指導者に一任するのではなく、組織全体で関わることが重要である。特に、他職種の視点でのサポートは、専門能力の向上にもつながる。新任者と指導者を支えるために、管理者をはじめ、組織のメンバー全員が、人材育成の役割を担っていることを意識する体制づくりが必要である。

指導者評価は、第3章-4 (P.28) 参照



先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと

(歯科衛生士人材育成研修「先輩から学ぶ」の講師のことば)

「このまちに住んでいてよかった!」と自分が思える仕事をしよう

困っているとき、 悩んでいるときは 誰かに相談しよう 自主自立の気概を持つ! どんな時も、歯科のことを一義的に考えることができるのが行政歯科衛生士 "免許一枚、サラシにまいて"

顔がわかる 顔の向こう側が見える 信頼できる関係に! 連携するには… 顔と存在を知ってもらう お互いの役割や情報を 理解し合うこと "自分はこうありたい" 内なるスタンダード を持つ!

「熱」は伝わるあきらめない!

住民の力を借りるって すごく楽しい 住民組織を作る時は、 仕掛け人選びが大事 連携関係を築くには 対話を繰り返そう 人との出会いは財産

たのまれた仕事は断らないいつか自分が助けられる。

まずはやってみる! 楽しむ! 人生一度きり

時は金なり相手の時間を無駄にしない

うまくいかない時は 嵐が過ぎるのをじっと待とう。

「虫の目」・・・現場に行き

「鳥の目」・・・全体を客観的に見て

「魚の目」・・・世の中の流れを見て

外に出よう! 人に会おう!

学会でも研修でもなんでもいい

専門職は「鳥の目」を磨こう!



参考

「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」に基づく 保健所及び市町村の歯科保健業務に必要な事項・能力

〔保健所〕

	業務指針項目	必要な事項・能力 ※業務指針記載内容に追記・修正
	難病・障害児者等 歯科保健対策	対象者の把握:情報把握、整理、アセスメント能力相談・保健指導:専門知識、主疾患・障害の知識、カウンセリング対応社会資源情報把握、関係機関把握多職種連絡調整力
技術的な	市町村主体事業への助言・支援	市町村事業の把握 市町村関係部署との連絡調整 関係法、制度、実施要項・要領・通知等の理解
後業務の推	事業所・学校歯科 保健活動の助言指 導	学校保健活動の把握、学校歯科保健の課題把握 教育委員会、学校保健関係者との連絡調整 学校歯科医等との連絡調整
2 迫	重携∙調整	市町村組織(担当部署)の役割・機能の理解 担当部署との連絡調整 歯科医師会・歯科衛生士会等関係団体との連携 医師会・薬剤師会等関係団体、病院との連携 福祉施設(保育園、高齢者施設等)との連携
3 🖥	周査・研究等の推進	地域歯科保健状況の把握、課題抽出 調査・研究の企画・評価 分析技法の習得、 調査・研究の情報提供・発表 調査研究成果の活用 関係機関、大学等との連携
4 情報収集・提供		地域の保健・医療・福祉に関する情報収集 地域の保健・医療・福祉に関する情報の管理・分析 関係機関への情報提供 地域住民への情報提供 住民からの相談に総合的に対応できる情報ネットワーク構築 ←市町村事業の情報把握、関係機関との連携、体制づくり
5 企画・調整機能の 強化		地域保健医療計画、市町村健康増進計画、その他計画等策定参画 目標設定、評価、検討 地域包括ケアシステムの構築に関する方策検討
	市町村に対する 的指導・支援	市町村の地域特性を生かした事業の連携推進 歯科専門職員、潜在歯科専門職等対象の研修 未配置市町村への指導、技術的支援

〔市町村〕

	業務指針項目	必要な事項・能力 ※業務指針記載内容に追記、修正			
1	歯科保健に関する計画の策定	 ・市町村健康増進計画の策定 ・地域特性の把握(現状、課題、対策) ・事業の調査・分析・評価の実施 ・計画の方針検討 ・社会資源の実態把握 (市町村他部署情報共有、関係施設情報、関連制度・サービス) ・関係機関との連携・調整 			
企画・実	情報収集・提供	・歯科保健関連情報の積極的収集 情報元、根拠の理解 情報の利活用・情報の整理、集計・分析、資料化、情報提供 情報提供する効果的手段の理解			
施体	人材確保	・歯科衛生士の計画的人員確保 人員計画作成、業務量調査			
制 の 医療・福祉関係等と ・市町村健康づくり推進協議会 ・地域歯科医療機関、関係団体 ・福祉関係機関との連携					
	事業所・学校との 連携	・事業所の歯科保健事業との連携 実施状況の把握 啓発 集団・個別指導・学校の歯科保健事業との連携 実施状況の把握・学校保健委員会、学校歯科医、養護教諭等 フッ化物洗口推進活動 健康教育			
0	母子に関すること	・妊産婦及び乳幼児歯科健診相談事業、離乳食教室等事業・要支援家庭への助言・支援			
2 歯 科	成人に関すること	・歯周病歯科健診、特定健診・保健指導との連携、生活習慣病対策事業との連携			
保健事業	高齢者に関すること	・地域包括ケアシステムにおける口腔ケア、後期高齢者歯科健診事業・オーラルフレイル対策 ・保健事業と介護予防の一体的実施との連携			
	地域の特性に応じた 歯科保健事業等	・地域歯科保健の課題把握と対策 ・関係機関との連携事業			
3 地域組織育成		・地域ボランティア、地域ボランティア組織養成・健康づくりリーダー・推進員等			
4 啓	· 発普及	・歯科保健関連情報の提供 イベント、広報、情報誌、ネットワーク、オンライン配信・歯・口腔の健康づくり事業の開催 歯と口の健康週間、いい歯の日			
5 人	材育成・活用	・歯科保健事業従事者への研修等 ・潜在歯科衛生士の教育研修			

第3章

人材育成のための体制整備

1. 専門能力育成における組織的支援

行政歯科衛生士は少数技術職種であり、各所属に「1人職種」という単数配置が大半である。行政職員としての「基本能力」「行政能力」は、職種に関係なく日常業務の中で**0 J T** により習得していくが、「専門能力」の育成は、市町村や保健所の単位では難しい面がある。

そのため、専門能力の育成は、地域保健法の規定に基づき組織的な支援体制を取る必要がある。愛知県口腔保健支援センターにおいて、市町村・保健所の新任期職員を対象に、PDCA実践を協働で進める調査・研究を組み入れた、体系的な専門研修を実施する。新任期職員がいる所属では、OFF-JTの一つとして専門研修に位置づけて積極的に参画する。

特に、「1人職種」の新任期職員は、職場内で専門分野の相談ができず、身近に学びや悩みを共有する存在がいない環境に置かれた場合、就業定着にも影響することがある。職場を超えた仲間づくりとともに、学びや悩みを共有する機会となるため、離職防止においても重要な役割を果たすことを認識する。

新任期歯科衛生士(保健所・市町村)

職場内研修 OJT

- ◆日常の業務を通じて行われるもので、上 司や同僚、先輩の指導によって進める研 修。
- ◆個人のキャリアレベルに応じて到達目標を 設定し、本人・指導者と一緒に評価しな がら進めることが望ましい。

職場外研修 OFF-JT

- ◆専門職としての知識・技術を向上させる 研修。
- ◆ワークショップ、ロールプレイなどの体験実践型かつ能動的なプログラムが望ましい。
- ◆職能団体が実施する研修のほか、学会 参加などの自己啓発も含む。

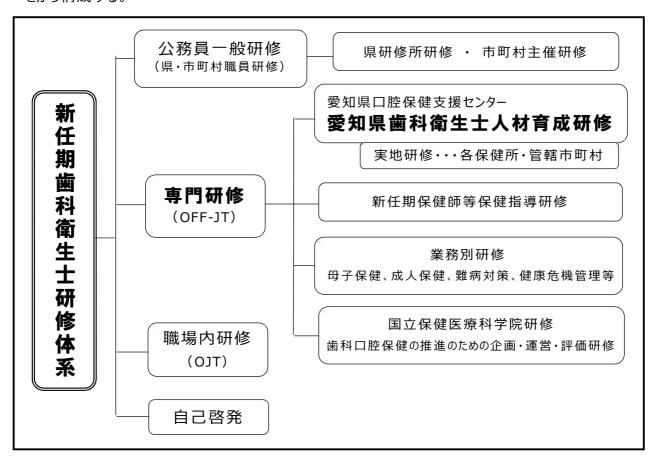
地域保健法(昭和二十二年法律第百一号/平成三十年法律第七十九号による改正)

- 第三条 **市町村** (特別区を含む。以下同じ。) は、当該市町村が行う地域保健対策が 円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めな ければならない。
- 2 **都道府県**は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、<u>市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を</u>与えることに努めなければならない。

2. 専門研修の構成

(1) 新任期の研修体系

行政歯科衛生士の新任期研修は、自治体が実施する公務員一般研修のほか、**歯科保健** 専門分野を育成するための専門研修、職場内研修、各自で学習を深めるための自己啓発な どから構成する。



(2) キャリアレベルに応じた専門研修の目標

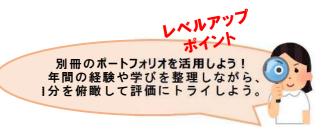
行政歯科衛生士に求められる専門能力を習得するため、キャリアレベルに応じた研修を実施する必要がある。新任期では、以下の能力の習得を目指した研修を実施していく。

キャリアレベル (めやす)	研 修 目 標
A 1 (1年目)	指導者とともに考え実践できる能力を習得する。
A 2 (2~3年目)	実践を積み、自立し、視野を広げて活動する能力を習得する。
A3 (4~5年目)	歯科保健事業を主体的に実践する能力を習得する。 後輩を指導、育成する能力を習得する。

(3) 活動領域別の専門研修の内容

\r = 1 AT 1		研 修 内 容					
活動領地	蚁	A 1 (1年目) A 2 (2~3年目) A 3 (4~5年目)					
	地域把握	公衆衛生、地域保健福祉行政根拠法令、制度、予算の仕組み					
	情報収集 ・把握	地域の社会資源(保健・医療・福祉機関、関係団体) 地域把握・地域診断 健康格差・社会情勢					
1 地域支援活動	地域診断 情報管理	各種データの集計方法 変学・統計の基礎知識 変学・統計の実践と応用					
	対人支援	各ライフステージのニーズ把握・アセスメント、介入・支援、評価 (妊産婦、乳幼児、学齢期、成人、高齢者、歯科受診困難者)					
	連携·調整	発育・発達、全身疾患、障害、介護・福祉サービスの情報把 保健事業・介護予防の一体的実施、地域包括ケアシステム					
2 事業化・施策化	企画·立案 評価	地域の歯科保健情報の把握、県・国の歯科保健施策の理					
のための活動	調査·研究	PDCAサイクルの基礎知識 PDCAサイクルの実践と応用 市町村・保健所の協働参画、計画から発表まで実践による理解					
3 健康危機管理	健康 危機管理 (災害)	地域の防災計画・基礎情報の理解 県ガイドライン、市町村マニュアルの理解 平時の準備体制の理解 地域の関係機関・団体による活動の把握					
		口腔ケア支援活動の理解 受援体制・調整の理解					
	事業評価	PDCAサイクルの基礎知識 PDCAサイクルの実践と応用 地域の歯科保健関連計画の理解					
4 管理的活動	進捗管理	地域の健康課題の把握、改善策の提案地域の多職種に対する研修企画の立案					
	人材育成	ガイドラインの理解、自己評価の実践、後輩の人材育成					

3. 自己評価及び目標設定



(1) 自己評価

行政歯科衛生士は、新規採用時には6か月目と1年目の2回、2年以降は1年を通じて、目標到達状況の自己評価を行う。

また、上司及び指導者は、新任期歯科衛生士とともに評価分析を行い、助言を行う。

様式集 ➡ 目標到達状況チェックリスト

※所属で定めた様式を優先すること

(2)目標設定

年度ごとの目標設定及び面談記録を整備する。自ら設定する業務目標や学びたいことなどを明記することで、自己評価のための振り返りや、次の目標設定のために活用する。

また、研修受講及び研究発表の記録を整備し、これまで獲得した能力、今後習得したい能力を明確にする。

※所属で定めた様式を優先すること

4. 指導者評価

新任期歯科衛生士の育成・助言・相談を行う指導者が、自身の役割や業務を明確化し、 客観的に確認するため、自己評価を行うとよい。今後の現任教育や人材育成の改善につなげ、 よりよい人材育成体制の整備に役立てることができる。

(1) 評価の視点

- 指導者の行動を客観的に確認できる。
- 指導者自身が新任者を育成することに対する意欲が高められる。
- 評価することで指導者が「充実感」「達成感」を感じられるものにする。

(2) 指導者評価の方法

指導者評価は、新任期歯科衛生士の自己評価と同時期に設定する。

評価の結果は、自らの指導の振り返りに活用するとともに、指導者の上司と共有することが望ましい。

様式集 ➡ 指導者評価シート

※所属で定めた様式を優先するこ

第4章 歯科衛生士業務の実際

県と市町村の歯科衛生士は、地域の健康課題の解決に向け、連携・協働し、それぞれの立場で重層的に地域歯科保健活動を進めていく。

1. 県・保健所の業務

県は、愛知県口腔支援センター業務として、国、他部局、保健所、市町村、関係機関・団体との連携調整、愛知県歯科口腔保健基本計画等の推進のための環境整備等を行う。

保健所は、地域保健法に基づく機関として、地域住民の健康づくりを専門的・広域的・技術的に支援する。また、市町村や関係機関・団体が主体的かつ効果的に地域歯科保健サービスを実施できるよう、以下に示す業務を行う。

(1) 地域歯科保健体制の整備

地域の歯科口腔保健対策を総合的に推進するため、市町村、関係機関・団体等と顔の見える関係をつくり、相互の連携を深め、それぞれの役割が発揮できるよう、地域の歯科保健体制を整備する。

歯科保健情報の収集と共有

市町村が提供する報告(下表参照)だけでなく、日頃の担当者レベルの情報交換なども、地域の実情に応じた対策を検討、推進するための有益な情報源である。

保健所は、管内地域の様々な情報を収集し、地域ニーズの分析・評価を行い、それらの結果をわかりやすくまとめ、市町村及び関係機関・団体等へ還元し、地域課題の共有に努める。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚労省	①健康増進法による歯周疾患 (歯周病)検診実施状況報告		データの小確認、提	, ,									
報告	②地域保健・健康増進事業報告	データ <i>0</i> 確認、	>	疑義照会 への回答	>		疑義照: への回答	>					
県	③地域歯科保健業務状況報告	前	年度分提出	#	※健康対	「 策課へ提出 「ニータの』	】 】 双集、確認.	生計 公	任 湯元				
報					L) —yuyı	X未、唯心。 	、未可、ガ	川、迷儿				
告	④母子健康診査マニュアル報告		収集、確認	1. 提出 1. 提出 1. 児保健医	 		L) J	显元		

(2) 市町村、事業所、学校等への支援

次に示す取組をはじめ、市町村、事業所、学校等に対して専門的かつ技術的な支援を行う。

- ○管内地域における住民サービスや健康格差が生じないよう、市町村ごとの地域特性を把握
- ○各機関・団体のニーズに合わせ、助言や資料提供のほか、必要に応じて広域調整を図る。
- ○管内地域でライフステージに応じた健康づくり活動が効率的、効果的に展開できるよう、県 作成のリーフレット(下表参照)を活用し、市町村、事業所、学校等による普及啓発を 推進する。

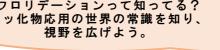
く県作成リーフレットの一覧>

健康対策課のホームページからダウンロードできます https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku /ha-leaflet.html.html



フッ化物洗口の推進

フロリデーションって知ってる? フッ化物応用の世界の常識を知り、 視野を広げよう。



幼児期及び学齢期におけるむし歯予防の

有効な手段のひとつであるフッ化物洗口事業は、実施主体である市町村(保健、児童福祉、 教育委員会)及び私立施設等において、保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭、小・中 学校教員等の多くの職種が連携・協働して実施されている。

保健所は、フッ化物洗口事業が安全かつ効果的に実施できるよう、地区歯科医師会等と 支援体制を整備し、市町村及び実施施設のニーズに合わせ、事業評価や精度管理などの必 要な支援を行う。

(3) 専門的・広域的な調整

地域における歯科口腔保健活動は、主に市町村が実施するライフステージに沿った歯科保健サービス以外に、被虐待児、障害児(者)、難病患者や小児慢性疾病児童等の配慮を要する者とその家族に対して、医療も含めた支援体制の整備が求められ、専門的かつ広域的な調整が必要となる。

地域の実情に応じ適切な支援を実施するうえで、歯科医療機関と緊密な連携のもと、社会 資源の現状を把握しながら、支援に関わる医療機関、福祉、介護等の関係機関・団体と情報 共有、共通理解を図るための仕組みづくりが重要である。

(4) 歯科保健関係者への研修

地域の歯科口腔保健対策を総合的に推進するには、歯科専門職をはじめ、医療・福祉・介護・教育・職域保健等の関係分野の多職種との連携が不可欠である。地域の健康課題に応じたテーマを選択し、関係者の資質向上と相互連携を促進するための研修会を開催する。



アセスメントと記録

アセスメントとは、地域課題を解決するための情報収集、分類・整理し、解釈・分析する手順。 情報収集は、統計データやライフステージごとの国・県・市町村における計画、社会資源等の地域環 境など広く行う必要がある。状況の変化に応じて繰り返し行い、情報を蓄積することが大切である。

他職種や歯科関係者と情報を共有するためにも、歯科衛生士としての思考・考察ならびに意思決定の過程を書面化することも重要である。

【歯科保健のアセスメント例】

S (subjective) 主観的情報	・3 歳児のう蝕は、地域全体では順調に改善している一方で、う歯 5 本以上の多発・重症う蝕を持つ子どもが一定の割合で存在している。
O (objective) 客観的情報	・う歯 0 本の者は、90.7%、う歯 1~4 本の者は 7.3%に対し、う歯 5 本以上の者は 2.0%である。
A (assessment) 評価	・3歳で「5本以上のう歯を持つ児」は、1歳6か月時点で 18.7%。・う歯本数が多い児ほど、ひとり親、外国籍家庭である割合が高い。
P (plan) 計画	・う蝕の多発、重症化の防止に向け、県保健所、市町村がそれぞれの役割において、子育て支援を行えるよう努める。 県保健所:う蝕多発時の割合が高い市町村のデータ推移を確認。 市町村対応事例の情報収集、啓発資料作成・配布。 市町村:「かかりつけ歯科医」をもつことの周知啓発。 う蝕リスクの高い親子に対するフォローアップ。 歯科受診を促す具体的な支援、受診確認の仕組み。

2. 市町村の業務

市町村は、「地域住民に身近で頻度の高い歯科保健サービス」を実施するため、すべてのライフステージに応じた施策を効果的に展開できるよう、以下に示す業務を行う。

(1) 企画立案・実施体制の構築

次に示す取組をはじめ、庁内の関係各課、地域の関係機関・団体との連携を取りながら、歯科保健事業を円滑かつ効果的に実施するための体制をつくる。

- ○母子保健計画、健康増進計画やデータヘルス計画等の中に、歯科口腔保健の視点を盛り込む。
- ○住民ニーズの調査などを行い、地域の現状や課題に応じた事業計画を立てる。
- ○住民の歯・口腔に関連する社会資源を把握する。
- ○地域の保健・医療・福祉・介護・学校・職域等の関係機関・団体の状況把握及び情報 収集を行うとともに、歯科保健事業の実施体制に関して十分な連絡調整を行う。

連携の第一歩は、相手を知ること! 自分のまちの機関・団体について いろいろ調べてみよう。



(2) 歯科保健事業

母子保健事業	妊娠・出産、乳幼児期まで一貫した保健サービスの提供を行う。 子育て支援の中で他職種と連携しながら、発育・成長に合わせ、 母子の歯科保健にかかる課題を解決する。
学校歯科保健 事業	小・中学校、特別支援学校が、学校保健安全計画に基づき、学校歯科医と連携し、集団教育としての学校教育活動に必要な「保健教育」、児童・生徒の心身両面への健康増進を図る「保健管理」などに取り組む。
	<市町村歯科衛生士の具体的活動> ○小・中学校における歯科保健活動、フッ化物洗口の支援 ○特別支援学校における歯科保健活動、フッ化物洗口の支援

成人保健事業	疾病の状況等に把握しながら、住民が生涯自分の歯で食生活が楽しめるよう、健康増進活動の一つとして歯・口腔の健康づくりを推進する。
	住民が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービスや福祉サービスと連携した保健医療サービスの提供を実施する。 歯周疾患の重症化による歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上、疾病状況に応じた医科歯科連携のほか、高齢者支援団体と連携、協働を図る。
高齢者保健事業	
その他	○配慮を要する住民に対する適切な歯科保健医療サービス提供の 支援 ○災害時歯科保健活動に備え、平時の体制整備や情報収集



大規模災害時を想像してみよう! 平時の備えで最も大事なミッションは、 気軽に話せる関係者を増やすこと。





多職種連携と顔の見える関係づくり

歯科保健活動支援に係る分野は、保健、医療以外に 福祉や介護、食育や教育などの幅広い分野にわたる。

社会情勢や生活の多様化が進むなか、支援を推進するには、それぞれに連携した取組が求められ、状況の変化に応じた環境整備が重要となる。

地域における支援体制整備を図るためにも、様々な関係 者及び関係機関・団体と、顔の見える関係づくりを積極的に 推進していくことが必要である。



(3) 関係機関・団体との連携及び調整

様々な機会や場面において、保健・医療・福祉・学校等の関係機関・団体との連携や調整に努める。また、必要に応じ、管轄の保健所へ相談し、情報提供などの支援を受ける。

地域で活躍するボランティア組織の育成や支援に努め、住民の自助努力、相互協力による 住民主体の歯科保健事業の推進を図る。



ソーシャル・キャピタルと住民との協働

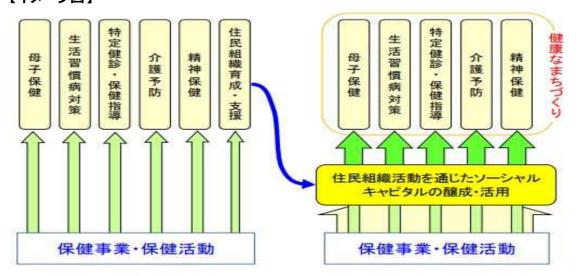
地域に根差した信頼、社会規範、ネットワーク(人とのつながり)などの社会資源を「ソーシャル・キャピタル」といい、これらを活用することによって、歯科保健事業を円滑・効率的に進めることができる。

市町村は、地域の財産となるソーシャル・キャピタルを育成、醸成する役割がある。住民主体の組織・団体等と信頼関係をつくり、互いの特性や能力を発揮できるよう環境を整え、連携を深めながらネットワークを構築し、協働を継続して推進することが重要となる。

【ソーシャル・キャピタルを活用した歯科保健活動事例】

ピタコチョキャラバン隊	園に出向いての歯みがき教室の実施、キャラバン隊の吹き
(豊川市)	込みによる動画の配信など
むしバスターズ (田原市)	学校歯科医と連携し、学校歯科保健委員会等で人形劇 や紙芝居を活用した知識啓発など (第 49 回衛生教育奨励賞受賞)

【イメージ図】



保健活動におけるソーシャル・キャピタルの位置付け

く出典:住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル 醸成・活用にかかる手引き>

(4)情報収集·提供

社会資源や歯科保健に関する情報等を積極的に収集し、住民へわかりやすく周知するとともに、保健所や地区歯科医師会、関係機関へ情報提供し、共有に努める。

(5) 人材育成·活用

歯科保健対策を円滑かつ適切に推進するには、歯科保健事業に従事する歯科医師の理解と協力のほか、会計年度任用職員や雇上げ歯科衛生士の知識や技術の向上が必要である。

また、保育士・養護教諭などの歯・口腔の健康づくりに携わる支援関係者との情報共有に努める。

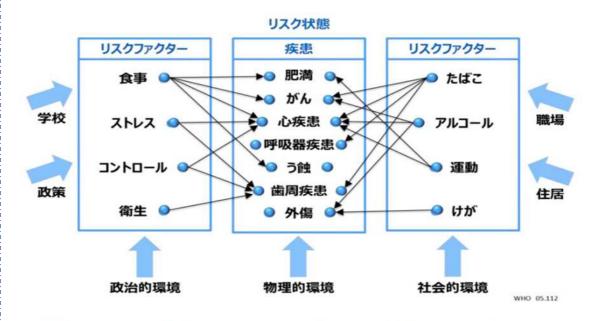
市町村単位でこれらの人材育成・活用が難しい場合は、管轄の保健所に相談し、助言や支援を仰ぐとよい。



コモンリスクアプローチ

う蝕や歯周疾患のリスクファクター(危険因子)である食事(糖分)や喫煙、アルコール、ストレスは、糖尿病や肥満といった様々な疾病等にも影響する。

リスクファクター(危険因子)をコントロールし、疾病予防を推進していくには、行政施策や環境整備等が重要である。これらは歯科保健分野だけでなく、多くの関係職種と連携しながら、関連事業と協働して取り組むことで、相乗した成果が期待できる。



〈出典〉Watt RG. Strategies and approaches in oral disease prevention and health promotion. Bull World Health Organ. 2005;83:711-8.

<出典:厚生労働省>

3. 県・保健所・市町村の協働業務

地域歯科保健活動は、県・保健所・市町村がそれぞれの役割を理解し、情報を共有し、さらに協働して取り組むことで、効率のよい活動と成果が期待できる。

また、担当者同士の何気ない会話や気づきから課題把握につながることも少なくないため、ささいなことでも相談や連絡を取り合うなど、日頃から積極的に交流を持つことが望ましい。

(1)調査·研究

調査・研究に取り組むことは専門能力の総合的な向上につながるとともに、行政職に必要な事業の企画、運営、評価能力の形成にも効果的である。身近なテーマを見つけて単独で取り組むことはもちろん、地域単位での協働研究を提案・実施することも学びは大きい。

令和2年度から、県保健所・市町村の協働で、「仕上げみがきを行う親を増やすための子育て支援の実践」に取り組み、調査・研究の計画から発表までの一連の流れを学んでいる。

得られた集計・分析結果から、個別・集団支援の方法や環境づくりのアイデアを出し合い、さらに、各市町村に応じた介入・支援を実践し、子育て支援の体制を強化するという、PDCA サイクルの実践学習を行うものである。

(2)地域歯科保健診断「市町村歯科保健診断支援プロジェクト」

県保健所の業務として、地域の基礎情報や歯科保健データなどを活用して「市町村歯科保健まるわかりシート(以下、「シート」という。)」を作成する。さらに、市町村と協働し、シートに基づき地域診断を行い、課題を明確にした上で、課題解決の方策の検討、実践、効果検証などの取組を予定している。





地域診断に基づいたPDCAサイクル

地域の各種統計データや社会情報等を把握し、現状の分析を行い、その結果から課題の明確化、優先課題を選定する。事業目的の設定や計画策定を行い、計画的に実施する。実施後、事業評価を行い、見直し、改善を図る。PDCAは、どこからでも入ってサイクルを回すことができる。

